

論壇

# 日本台湾租税協定の締結は、機が熟す

## I. 日中台トライアングルにおける市場の自由化と障壁撤廃

(1) 中国と台湾間の2010年6月海峽経済協力枠組み協議(ECEFA)の意義

アジア各国がFTA/EPAを締結し、ASEAN・ASEAN+3等でブロック化が進むなか、台湾は台中関係の経済・貿易関係強化を目的として、2010年6月に海峽両岸経済協力枠組み協議(協定とも表記ECEFA)を締結した。双方は、世界貿易機構(WTO)の基本原則に基づき、双方間の貿易と投資の障壁を軽減または除去し、公平な貿易と投資環境を創造し、両岸における経済繁栄と発展にプラスとなる協力メカニズムを構築することに同意している(同協議の序言)。

法令の明確な公表を求める透明性条項の不在、内国民待遇の制限などといった問題を抱える「日中投資保護協定」に比べ、両岸における貿易・関税障壁は、極めて低くなっている。

(2) 日本と台湾間の2011年9月日台民間投資取決めの意義

日本と台湾の間で「投資の自由化、促進及び保護に関する相互協力のための亜東関係協会と財団法人交流協会との間の取り

決め(略称:日台民間投資取決め)が2011年9月22日に調印された。今後、両国の関税、サービス業、人、物及び資本の流通などについて継続交渉に寄与するであろう。日台民間投資取決めに基づき、台湾は実際に自由市場を日本企業と投資家に提供している。取決めの前とは比較にならないほどである。本取決めの調印後、今後一層経済・貿易・投資の協力関係が強化されていることは、極めて重大な意義を持つであろう。

台湾市場は、日本産業のサプライチェーンの「予備基地」として適しているのみならず、中国大陸への企業進出のための「中継基地」としてその役割をますます果たしてゆく。なぜなら、台湾で、人脈と言語と風習を活用し、投資リスクをヘッジすることができるからである。

(3) 日本台湾租税協定締結の推進運動  
台湾への投資および台湾での事業を展開している人々と企業は、日本と台湾間の租税協定を締結するように長年にわたり求めている。参照、たとえば、「馮奇台・駐日代表が小椋和幸・台北日本工商会理事長と会見」(2009年11月19日)。

二重課税の排除がその主たる理由である。租税協定が情報提供のための行政共助規定を設けることは、双方の財務省にとっても有意義であろう。外務省は締結のための予算を計上している。

(4) 日本の国内法を修正?  
日中租税協約は地理的適用対象から香港及び台湾を除外している。一方、香港は2009年4月にG20金融サミットで「タックスヘイブン」のフラックリスト入りで議論されたことなどをを受け、2010年1月に改正租税協約が発効し、ヨーロッパ諸国や東南アジア諸国などと相次いで租税協定を結んでいる。2010年3月に日本と香港の間で2重課税回避と脱税防止を目的とした日港租税協定が基本合意された。日本香港租税協定(2010年11月9日締結)では、これまで日本の税務当局により原則20%が課税されてきたが、これが配当で最高5%、利子で最高10%に軽減される。

北市日本工商会理事長と会見(2009年11月19日)。

政府と国交を樹立している諸国である。これらの租税協定は、中国との外交関係に拘わらず、台湾とのあいだで租税協定を締結しているのだから、このように政治的情勢に照らし、日本国が台湾とのあいだで二重課税を調整する租税協約規定が必要である。

## II. 日本台湾租税協定の提言

① 日本台湾租税協定は原則としてOECD租税協約モデルに準じて締結すべきである。

② まず、日米租税協約に準じて、日台租税協定はロイヤルティ、配当、利子についての規定を定めるのがよい。双方における投資を容易にするためである。台湾が締結している二国間租税協約によれば、配当5%、15% (未締結国の場合20%、30%)、利子10%、15% (未締結国20%)、ロイヤルティ10%、15% (未締結

かし、進めない理由は、政治的原因です。所謂日本と台湾の間に外交関係がないため、もし台湾と租税協定を結ぶ場合、日本の国内法を修正しなければならぬとされています」とされている。しかしながら、台湾はシンガポール、インドネシア、オーストラリア、ニュージーランド、ベトナム、マレーシア、インドのほか、オランダ、英国、スウェーデン、ベルギー、デンマーク、イスラエル、ハンガリー、フランスなどのあいだで二重課税防止条約を締結している。これらの締結相手国はいずれも中国

から受取った配当金(みなし配当を含む)の95%について益金の額に算入されない制度(法法23の2、改正法附則6、法令22の3、法規8の5、法法39の2、改正法附則10、法法69①、法令142の3①)に照らし、二重課税を調整する租税協約規定が必要である。

具体的な特例措置は、外国会社益金不算入規定の適用要件として、外国子会社に対する持株割合を10%以上とする規定を設ける(同旨、USA、オーストラリア、ブラジル)。

現金	80	配当金	100
源泉税等	20		

③ さらに、台湾での投資収益を日本国内へ還流しやすくする環境を整えるべきであろう。原則として、日本では、外国子会社「所得税法等の一部を改正する法律」が2009年3月31日に公布され、外国子会社から受ける配当等について益金不算入制度が導入された。外国子会社

ならぬ。配当支払い時の源泉税等20%についても損金に算入されず(法法39条の2)、直接外国税額控除の対象にもならない(この外国子会社から受ける配当等について益金不算入の規定の適用を受ける場合は、間接外国税額控除制度は適用できない)ので、投資家は、源泉税20%の他に5%に対する法人税等を負担しなければならない。

## III. 結語

本提言は、日本国、中国、台湾とのトライアングルにおける、人、物、資本が自由に流通する市場を構築することを旨としている。すでに、日本中国間では日中投資保護協定も租税協定も締結されている。中国台湾間でもこれに類似している。日本と台湾間の貿易・関税障壁は「日台民間投資取決め」により従来に比べ格段に低くなっている。残っている障壁は、日本台湾間の租税問題である。日台

租税協定が締結されれば、日本国、中国、台湾とのトライアングルにおける相互投資の拡大、投資収益の還流と再投資、および国内産業の復活は見通し良くなると思料される。日本中国間の隘路は台湾、パイパスを通して自由に乗り越えられるからである。



木村弘之亮  
【小石川】  
日本大学大学院教授 弁護士  
日本台湾法律家協会理事長

法人がjoint ventureの形態で投資するとき、台湾現地法人のみならず、日本本社もその適用のあることを、確約しておきたい。

⑤ 居住者・非居住者の判定基準、並びに、恒久的施設(permanent establishment 'PE')、固定的施設(fixed place of business 'FP')、駐在員事務所(母国から派遣された職員(従業員)が進出先国に事務所を設け、そこを拠点にして情報の収集や広報活動を行う場合に利用される形態、事業活動は行われないことが前提、representative office)および住所(法人及び個人について)の概念を明確にしておきたい。

台湾で事業活動、製造委託を実施したい場合、現地法人がなければ取決めが困難であるところ、日台租税協定がPE等の規定を明記すれば、日本側の企業はリスクをおそれることなく営業活動を行うことになる。